

# 特定秘密保護法案 秘密指定に高いハードルを



市川 清文

弁護士

## 私の視点

特定秘密保護法案は外交・防衛という、国家や国民生活の根幹にかかわる事項を刑の厳罰化で秘密にしようとするものだ。にもかかわらず、いまのままでは「国民の知る権利」への配慮が十分とは言えない。憲法は安全保障と知る権利の双方を重要な価値と認めており、これらは両立しなければならぬ。

国民主権が機能するためには、国の針路について判断するための情報が正しく国民に伝えられていることが必要であり、これが「知る権利」である。国家が秘密を保護する制度を導入するのであれば、この民主主義原理にのっとった仕組みにしなければならぬ。

秘密は不当・違法な指定であっても、一度指定されてしまえば、漏洩がない限り国民の目に触れることがなくなる。政府が一定の事項を秘密

にしたいと考える場合には、事前に適否を裁定する仕組みが最低限必要となる。

そこで、例えば国会のもとに特別な機関として「国民の知る権利擁護院」を設立してはどうか。マスコミ関係者、最高裁判所の判事、国会議員、弁護士、学識経験者などで構成し、政府の情報開示が適正かどうかを監視し、国会に報告するのだ。

政府は権利擁護院に対し、秘密に指定したい事項について理由を示して請求する。権利擁護院が認める場合でも期間を限定し、その期間の経過後は速やかに秘密を解除して公開しなければならない。国会に報告を行うことで、権利擁護院の判断の妥当性を追及できる担保もする。一方、権利擁護院が秘密の指定を認めない場合は、政府は最高裁に指定を求めて訴訟を起こすことができる。権利擁護院の判

断が最高裁で追認されれば、その段階で最終的に秘密と認めずに公開される――。そんな仕組みだ。

さらに、刑法にも「国民主権に対する罪」の項を設けてはどうか。秘密の指定が国民主権にとって不当で、違法の域に達していた場合や、適法な手続きによらない情報の秘匿を犯罪行為と規定。公訴時効の期間も例えば30年の長期にすることで、情報開示をしない当事者を後からでも追及できるようにする。

本来、秘密指定という制度は民主主義と相いれない。こうした高いハードルの設定によって、初めて秘密保護の名のもとで政府が情報統制することが許容される余地が生まれる。大本営発表による情報操作で戦争に突き進んだ例を見るまでもない。秘密保護法によって国民主権が崩壊することは許されない。